解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

岐阜県多治見市笠原町二〇七二番地の五（多治見市笠原体育館内）

財団法人多治見市体育協会

代表清算人　奥田　健右

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

岐阜県瑞浪市上平町五丁目五番地の一

財団法人瑞浪市陶磁器会館

清算人　河口　一

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

大阪市東住吉区公園南矢田三丁目一〇番三〇号

財団法人緑山会

代表清算人　吉本　進次

解散公告（第一回）

当企業年金基金は、平成二十五年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

大阪府吹田市豊津町九番一号

ＴＩＳ企業年金基金

清算人　伊藤　恒嘉

解散公告（第一回）

当組合は、臨時総会の決議により平成二十五年三月三十一日に解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

山口県下関市彦島西山町一丁目一番一号

エム・シー・エス労働組合

清算人　川脇　利也

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年二月十五日開催の総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

香川県観音寺市坂本町一丁目一番一号

社団法人観音寺市観光協会

代表清算人　島　一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

福岡市中央区大手門二丁目五番一五号

財団法人福岡市母子福祉会

清算人　新福留ハツエ

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

長崎県南島原市加津佐町丁一番地一

財団法人加津佐町海洋センター公社

代表清算人　上杉　和夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

長崎市江戸町二番一三号

財団法人長崎県勤労者福祉事業団

清算人　山田　伸裕

清算人　森　光一

清算人　前田　克彦

清算人　市瀬　好幸

清算人　竹本　慶三

清算人　高比良　実

清算人　田崎　勉

清算人　川本　登

清算人　池内　潔治

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

札幌市中央区南一一条西一丁目五―一六

カサ・ウィスタリア

社団法人北海道医療福祉施設指導センター

清算人　近正　俊幸

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十六日開催の第五十一回通常総会の決議により、平成二十五年四月八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

青森市新町二丁目四番一号

社団法人青い森農林振興公社

代表清算人　鳴海　勇蔵

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

秋田市柳田字糠塚三七番地の二秋田大学医学部内

社団法人秋田大学医師会

清算人　伊藤　宏

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

秋田県横手市睦成字鶴谷地六八番地

財団法人子野日奨学会

代表清算人　子野日信一

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

山形県西村山郡朝日町大字宮宿一一一五番地

財団法人朝日町育英会

代表清算人　安藤　昭郎

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

栃木県宇都宮市本町一二番一一号

財団法人栃木県森林整備公社

代表清算人　立壁　敏夫

社会福祉法人設立のお知らせ

平成二十五年三月八日福岡法務局にて設立登記を完了し社会福祉法人はるかぜ福祉会がここに発足しましたので、お知らせします。

平成二十五年四月二十三日

福岡県春日市星見ヶ丘一丁目八番地

社会福祉法人はるかぜ福祉会

理事長　辻　清美